

離婚・別居後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求める意見書

我が国では、平成 14 年の 28 万 9,000 組を頂点に、毎年約 25 万組の夫婦が離婚し、そのうち約 14 万組が未成年の子どもがいる（平成 20 年人口動態推計）。離婚を契機に多くの親子が生き別れになっており、別居親と子ども面会交流に関する紛争が増加の傾向にある。離婚後の子どもの養育について定めた民法第 766 条には、別居親との面会交流の規定がない上に、民法第 819 条では、子どもの親権をどちらかに定める単独親権制度を採っているため、子どもの養育の責任が一方の親にのみ帰属し、親権を失った親には、養育する権利はおろか、血を分けた実の親子でありながら、お互いが自由に交流することも法的に保障されず、“引き離し”にあっているケースも少なくない。

子どもの権利条約は、第 9 条第 1 項で親子の非分離を定め、さらに第 3 項では「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」と定めている。

離婚後親子を引き離してしまうことは、別居親に対する人権侵害であるばかりか、子どもにとって相当の心理的負担になり、人権侵害で虐待であると考えられる。「子どもにとっての最善の利益が何か」という観点に立って考えれば、多様な親子や家族のあり方が模索されるなかで、これ以上子どもが親同士の紛争の犠牲となることは避けなければならない。

よって名護市議会は、政府に対し、離婚・別居後の親子の交流ができるよう、法整備を含む環境整備について具体的な検討を進め、適切な措置を講ずることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 27 日

沖縄県名護市議会

あて先：内閣総理大臣、厚生労働大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長